

草津市公報

発行日 令和3年10月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 17 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則

- 草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課）…………… 1
- 草津市家庭的保育事業等の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則（幼児施設課）…………… 1

◎ 告 示

- 公示送達について（税務課）…………… 1
- 公示送達について（税務課）…………… 2
- 草津市妊婦健康診査費助成金交付要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）…………… 3
- 草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）… 3
- 介護保険法第82条第2項の規定に基づく事業廃止の届出について（介護保険課）…………… 4
- 公示送達について（税務課）…………… 4

◎ 公 告

- 条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）…………… 5
- 草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について（農林水産課）…………… 8

◎ 教育委員会告示

- 草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）…………… 8

規 則

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月6日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第62号

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市国民健康保険条例施行規則（昭和56年草津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「令和3年9月30日」を「令和3年12月31日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和3年9月6日揭示済み）

草津市家庭的保育事業等の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月15日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第63号

草津市家庭的保育事業等の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則

草津市家庭的保育事業等の認可手続等に関する規則（平成27年草津市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第8号中「印」を削る。

別記様式第9号中「印」を削り、「貸借対照表」を「貸借対照表」に改める。

別記様式第12号および別記様式第13号中「印」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和3年9月15日揭示済み）

告 示

草津市告示第271号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年9月3日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年9月10日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	HAO MING	中国	3	3
2	伊吹 章	滋賀県草津市山寺町1166番地1-6021 ダイキン山寺社宅4棟	3	3
3	門戸 魁斗	大阪府大阪市東成区大今里3丁目26番32号 サンハイツ今里 303号	3	3
4	SEIKE GABRIEL YUZO	群馬県伊勢崎市今泉町二丁目937番地2 タウニー山一B202	3	3
5	WANG QIU YANG	滋賀県草津市野路東四丁目5番29-306号 エランビタール	3	3
6	LU TASHAN 陸 它山	滋賀県草津市追分南一丁目4番15-302号クオーレ南草津	3	3
7	NGUYEN THI PHUONG	滋賀県草津市草津三丁目7番8-302号	3	3
8	鈴木 俊広	滋賀県草津市野路東五丁目2.5番22-203号マリーベルハイツA棟	3	3

(令和3年9月3日揭示済み)

草津市告示第272号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年9月8日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度 軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年9月15日に送達があったものとみなす。

軽自動車税(種別割)当初賦課納税通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	政 善信	滋賀県大津市坂本五丁目13番1号真盛園	令和3	令和3
2	藤田 興汰	京都府京都市西京区松室田中町20-6ミニオンガーデン 102号室	令和3	令和3
3	渡辺 正綱	滋賀県草津市野路東五丁目16番24-304号GLANZ HAUS	令和3	令和3

(令和3年9月8日揭示済み)

草津市告示第273号

草津市妊婦健康診査費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年9月13日

草津市長 橋川 渉

草津市妊婦健康診査費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市妊婦健康診査費助成金交付要綱（平成21年草津市告示第99号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

草津市妊婦健康診査費等助成金交付要綱

本則中「草津市妊婦健康診査費」の右に「等」を加える。

第2条を次のように改める。

（助成対象者）

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる妊婦健康診査等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の健康診査 妊婦健康診査の受診時において本市に住民登録があり、自費で妊婦健康診査を受診したもの

(2) 新生児聴覚検査 保護者のいずれかが本市に住民登録のある者であって、検査の受検時において本市に住所を有する新生児（本市に住所を有することとなる新生児を含む。）であり、自費で新生児聴覚検査を受診したもの

第4条各号列記以外の部分中「妊婦健康診査」の右に「等」を加え、同条第1号中「診査費」を「妊婦健康診査費等」に改め、同条第2号中「妊婦健康診査」の右に「等」を加える。

別表中「妊婦健康診査」の右に「等」を加え、基本受診（問診および診察、検査計測（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿化学検査、体重、身長）ならびに保健指導）の項助成金の上限額の欄を次のように改める。

1回につき3,300円とし、14回を限度とする。ただし、多胎妊婦の場合は19回を限度とする。

別表に次のように加える。

新生児聴覚検査	3,000円
---------	--------

別記様式中「草津市妊婦健康診査費」の右に「等」

を加える。

別記様式第1号中「平成」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年9月13日から施行する。（経過措置）
- 2 改正後の草津市妊婦健康診査費等助成金交付要綱の規定中多胎妊婦および新生児聴覚検査に関する部分は、令和3年4月1日以降に妊婦健康診査および新生児聴覚検査を受診する者に適用する。
- 3 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市妊婦健康診査費助成金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

（令和3年9月13日掲示済み）

草津市告示第274号

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年9月14日

草津市長 橋川 渉

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱（令和2年草津市告示第294号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「令和3年9月30日」を「令和4年2月28日」に改める。

第8条第3項中「令和3年10月12日」を「令和4年3月18日」に、「行うものとし、別表に定める期間の各々において1回の申請を行うことができる。」を「行わなければならない。」に改める。

別表を削る。

別記様式第2号および別記様式第4号中「令和3年10月12日」を「令和4年3月18日」に改める。

別記様式第7号中

「

5月	6月	7月	8月	9月
人	人	人	人	人

」を

「

5月	6月	7月	8月	9月
人	人	人	人	人
10月	11月	12月	1月	2月
人	人	人	人	人

」に

改める。

付 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。

(令和3年9月14日揭示済み)

草津市告示第275号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第85条の規定に基づき告示する。

令和3年9月15日

草津市長 橋 川 涉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
ケアサポート 笑顔	滋賀県草津市矢橋町551-19	合同会社まどか 滋賀県草津市矢橋町551-19	代表社員 松村 求美 滋賀県草津市矢橋町551-19	居宅介護支援	令和3年 9月30日	2570601159

(令和3年9月15日揭示済み)

草津市告示第276号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管して

おり、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年9月15日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書
8件
令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書
1件

- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和3年9月22日に送達
があったものとみなす。

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	HOANG TUAN ANH	滋賀県草津市青地町	213番地1-520	ディアコート青地Ⅱ
2	渡辺 正綱	滋賀県草津市野路東五丁目	16番24-304号	GLANZ HAUS
3	川上 基	滋賀県草津市野村一丁目	19番11-103号	北川マイルーム88
4	LE MINH TUAN	滋賀県草津市南笠東三丁目	23番45-201号	エースマンション
5	LE DUY TUYEN	滋賀県草津市南笠東三丁目	23番45-205号	エースマンション
6	久保 豊	滋賀県守山市下之郷	三丁目9番15-201号	
7	TRAN VAN HOANG	ベトナム		
8	CHEN ZHENFENG 陳 真鳳	中国		

令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	ANDRIANI PUTRI PRATIWI	滋賀県草津市追分二丁目	14番18-202号	ブリヴェール

(令和3年9月15日揭示済み)

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年9月3日

草津市長 橋 川 涉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-085
- (2) 工事名 草公下南第三処理分区汚水整備工事
- (3) 工事場所 草津市南草津三丁目他
- (4) 工事概要 下水道バイパス管整備工事
推進工 延長 L=164m
開削工 延長 L=174m
- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年2月28日まで

2 予定価格 103,510,000円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。

また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

京都市南区久世中久世町一丁目141番地
内外エンジニアリング株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和3年度において土木工部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付けにおいて、土木工部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和3年9月3日午前9時から令和3年9月24日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和3年9月3日午前9時から令和3年9月15日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和3年9月17日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和3年9月27日午前9時から令和3年9月28日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 土木一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和3年9月29日 午前9時00分から

- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課
- 10 落札者の決定方法
 予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
 また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。
- 11 積算疑義申立て手続きに関する事項
 (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
 (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。
- 12 入札の無効
 (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
 (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
 (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。
- 13 契約条項を閲覧する場所
 草津市総務部契約検査課
- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。
- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した
- 場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。
- 20 その他必要事項
 (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 (2) 共同企業体での参加は認めない。
 (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
 (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
 (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
 (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
 (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
 (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
 (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。
- 21 入札に関する問い合わせ先
 草津市総務部契約検査課
 電話 077-561-2307（直通）

(令和3年9月3日揭示済み)

公 告

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同法同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和3年9月10日

草津市長 橋 川 渉

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
草津農業振興地域整備計画
- 2 縦覧場所
草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号

（令和3年9月10日揭示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第22号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月2日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和3年9月30日（木） 午後3時00分
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和3年9月2日揭示済み）

